## 岩倉市農業振興事業助成金交付細則

## 1 趣旨

この細則は、岩倉市農業振興事業助成金交付要綱の実施に関し、必要な事項を定める。

2 助成事業の対象者

岩倉市農業振興事業助成金交付要綱第2条に定める助成対象者については、市内に住所を有し、主に市内の農地を耕作する下記のものとする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定志向農業者
- (3) 認定就農者
- (4)農事組合
- (5) 農業機械士
- (6)農業経営士
- (7) 青年農業士
- (8)農村生活アドバイザー
- (9) 農業委員会の管理する農家世帯台帳に掲載されているもの
- (10) 2年以上農業に対する活動実績のある任意団体
- (11) その他、市長が必要と認めるもの
- 3 助成事業の申請期間

助成を希望するものは、原則として、次の期間内に申請書を提出しなければならない。

- (1)毎年4月1日から4月30日の間(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (2)予算の範囲内において助成が可能の場合は、上記以外に随時申請することができる。
- 4 審査会の開催
- (1)審査会は、原則として毎年5月に開催する。
- (2)予算の範囲内において助成が可能の場合で、申請のあったときは、 上記以外に8月、1月に開催する。
- (3)緊急に開催する必要が生じた場合は、審査会を開催することがで

きる。

- 5 申請に添付する参考資料には、次のものを必要とする。
- (1) 事業費の積算根拠となる見積書及びカタログ等
- (2) 団体にあっては、会員名簿及び規約の写し
- 6 助成事業のうち、次の経費は対象外とする。
- (1)食糧費
- (2) 交際費
- (3) 事務員等賃金
- 7 助成対象事業については、備品、看板等に岩倉市農業振興事業対象 事業であることを明記すること。